

令和7年度第2回厚木市セーフコミュニティ推進委員会会議次第

日時 令和7年12月18日(木)
午後1時30分から2時30分まで
場所 第2庁舎11階会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) セーフコミュニティ国際認証から「セーフシティあつぎ」への移行について
.....資料1
- (2) 厚木市セーフシティ推進条例制定及びセーフシティあつぎ推進基本計画の策定
方針について資料2 1、資料2 - 2
- (3) 今後のスケジュールについて.....資料3

4 その他

5 閉 会

厚木市セーフコミュニティ推進委員会委員名簿

(敬称略)

	役職	氏名	よみがな	選出区分
1	委員長	宮田 幸紀	みやた こうき	有識者
2	職務代理	永井 明	ながい あきら	有識者
3	委員	秋山 勝茂	あきやま かつしげ	市民公募
4	委員	石澤 ふじ枝	いしざわ ふじえ	有識者
5	委員	渡邊 妙子	わたなべ たえこ	市民公募

任期：令和7年7月27日～令和9年7月26日

厚木市セーフコミュニティ推進条例

平成24年10月11日

条例第18号

改正 平成24年12月25日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、市民の事故、けが等の発生の予防その他の地域社会の課題解決に資するため、セーフコミュニティを推進し、もって誰もが健康で安心して安全に暮らすことのできる良好な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「セーフコミュニティ」とは、次条の基本原則の下に、人の一生にとって最も大切な安全及び健康を不慮の事故等から守るとともに、より住みよい魅力的な地域社会を創るための取組をいう。

(基本原則)

第3条 セーフコミュニティは、事故、けが等の発生は偶然の結果ではなく、その発生は予防できるという理念の下に、市民が連携し、及び協働して地域の実態に即し、推進されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、事故、けが等の発生の予防に努めるとともに、セーフコミュニティの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、セーフコミュニティを通じてお互いに知恵を出し合い、地域社会における信頼関係及び絆の強化並びに安全の質の向上を図るよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、セーフコミュニティの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策の効果的な実施のため、市民が参加し、及び協働しやすい体制の整備を図るとともに、市民が行うセーフコミュニティの推進に関する活動に必要な支援を行うものとする。

(基本計画)

第6条 市長は、セーフコミュニティの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、セーフコミュニティの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」とい

う。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) セーフコミュニティの推進に関する基本的な方針
- (2) セーフコミュニティの推進に関する組織の整備
- (3) セーフコミュニティの推進に関する活動の促進及び支援
- (4) セーフコミュニティの推進に関する長期的及び継続的な取組
- (5) セーフコミュニティの推進のために行う事故、けが等の発生原因の科学的検証及びその結果に基づく取組
- (6) セーフコミュニティの推進に関するネットワークの構築
(推進体制)

第7条 市は、セーフコミュニティを推進するための横断的安全推進組織として、厚木市セーフコミュニティ推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- 2 協議会の構成員、事業その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- 3 市は、協議会のほか、別に定めるところにより、セーフコミュニティの推進のために必要な組織を設けることができる。

(セーフコミュニティ推進委員会)

第8条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市セーフコミュニティ推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(評価等)

第9条 市長は、委員会の意見を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第10条 市は、セーフコミュニティの推進に資するため、事故、けが等の発生原因の科学的検証の結果及びその結果に基づく取組その他の必要な情報を市民に対し適切に提供するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条及び次項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年厚木市条例第16号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(平24条例29・全改)

附 則(平成24年条例第29号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条、第8条並びに附則第3項及び第4項の規定は、同年1月1日から施行する。

厚木市セーフコミュニティ推進委員会規則

平成24年10月11日

規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市セーフコミュニティ推進条例(平成24年厚木市条例第18号)第8条第4項の規定に基づき、厚木市セーフコミュニティ推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による市民

(2) セーフコミュニティに関し、優れた識見を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、厚木市セーフコミュニティ推進条例主管課で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

厚木市セーフコミュニティ推進委員会の会議等の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）の会議及び会議録の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の基準)

第2条 委員会の会議は、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号。以下「条例」という。）第26条の規定により公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 条例第7条各号に定める非公開情報に該当する事項を審議する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に支障が生ずると認められる場合

2 前項の規定により非公開とする場合は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が委員会に諮って決定する。

(公開の方法等)

第3条 委員会の会議の公開の方法等は、次のとおりとする。

(1) 委員会の会議を公開で行う場合は、会議会場（以下「会場」という。）に傍聴席を設けるものとする。

(2) 傍聴人の定員は、5人以内とする。

(3) 傍聴申出人が定員を超えた場合は、抽選で決定するものとする。

2 委員長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとし、必要と認めるときは、傍聴人に退席を命ずることができる。

(開催日時等の周知)

第4条 委員会の会議は、会議の開催日時、場所、議題、傍聴者の定員等を市政情報コーナーに掲示するとともに、市ホームページに掲載し、周知に努めるものとする。

2 当該会議の開催の周知は、開催日のおおむね2週間前に行うものとする。

(資料の配布及び閲覧)

第5条 会議に提出した資料のうち、会議次第については傍聴者に配布するものとし、その他の資料については委員長があらかじめ認めた場合に限り、会議入場時に貸与し、退出時に返却させるものとする。

(遵守事項)

第6条 傍聴者の遵守事項は、次のとおりとする。

(1) 委員長の許可なく会議の写真若しくはビデオの撮影又は録音をしないこと。

(2) 委員会委員等の発言に対し、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。

(3) その他委員会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。

(議事録の公開)

第7条 委員会の議事録の公開は、会議の概要を要点筆記した議事録を作成し、それを市政情報コーナーに備え置くことにより行うとともに、市ホームページに掲載し、周知に努めるものとする。

2 市政情報コーナーに備え置く議事録には、会議資料を添付するものとする。ただし、条例に定める非公開情報に該当すると判断される部分については、所要の措置を講じるものとする。

3 議事録等の公開期間は、公開を始めた日から1年間とする。

(庶務)

第8条 委員会の公開に関する庶務は、セーフコミュニティ推進主管課が行う。

附 則

この要綱は、平成25年7月24日から施行する。

セーフコミュニティ国際認証からセーフシティあつぎへの移行について

1 セーフコミュニティ国際認証からセーフシティあつぎへ

令和8年11月の国際認証期間満了に伴い、今後はこれまでのセーフコミュニティ活動で培った経験を活かし、本市独自の活動を展開していくこととなりました。新たな活動名称については、セーフコミュニティの戦略立案機関であるセーフコミュニティ対策委員会戦略調整会議において検討を行いました。その結果を踏まえ、今後は都市全体での安心安全なまちづくりを推進していくため、活動の進化・発展性と市民への親しみやすさを最も明確に体现できる名称として、「セーフシティあつぎ」に決定いたしました。

2 「セーフシティあつぎ」が示す新たなビジョン

新名称である「セーフシティあつぎ」は、単なる名称変更ではなく、本市の安心安全なまちづくりにおける新たなビジョンを次のとおり示しています。

(1) 「コミュニティ」から「シティ」への発展

これまでの市民活動を中心とした取組から、まち全体、都市としての安全性を追求するスケール感を示します。今後は行政事業も評価対象に含め、市民と行政が一体となって安心安全を推進する強い意思を表します。

【主な意見】

「セーフコミュニティ」から「セーフシティ」への「進化」や「発展」を評価する意見。

(2) 「あつぎ」という親しみやすさ

本市独自の活動であることを明確にするとともに、市民の皆様により親しみやすく、愛着を持っていただける名称としています。

【主な意見】

厚木独自の取組であることを示すために、名称に「あつぎ」を入れることで、親しみやすさや全国へのアピールにつながるという意見。

3 まとめ

「セーフシティあつぎ」を新名称として、今後はこの名称のもと、市民・関係団体・行政が一体となったより発展的な活動を推進してまいります。

厚木市セーフシティ推進条例制定及び セーフシティあつぎ推進基本計画策定の基本方針

1 セーフコミュニティ枠組み変更の背景

厚木市は、平成 20 年の取組開始から 17 年間にわたり、世界保健機関(以下、WHO)が推奨するセーフコミュニティ(以下、SC)国際認証を基盤として、安心安全なまちづくりを推進してまいりました。

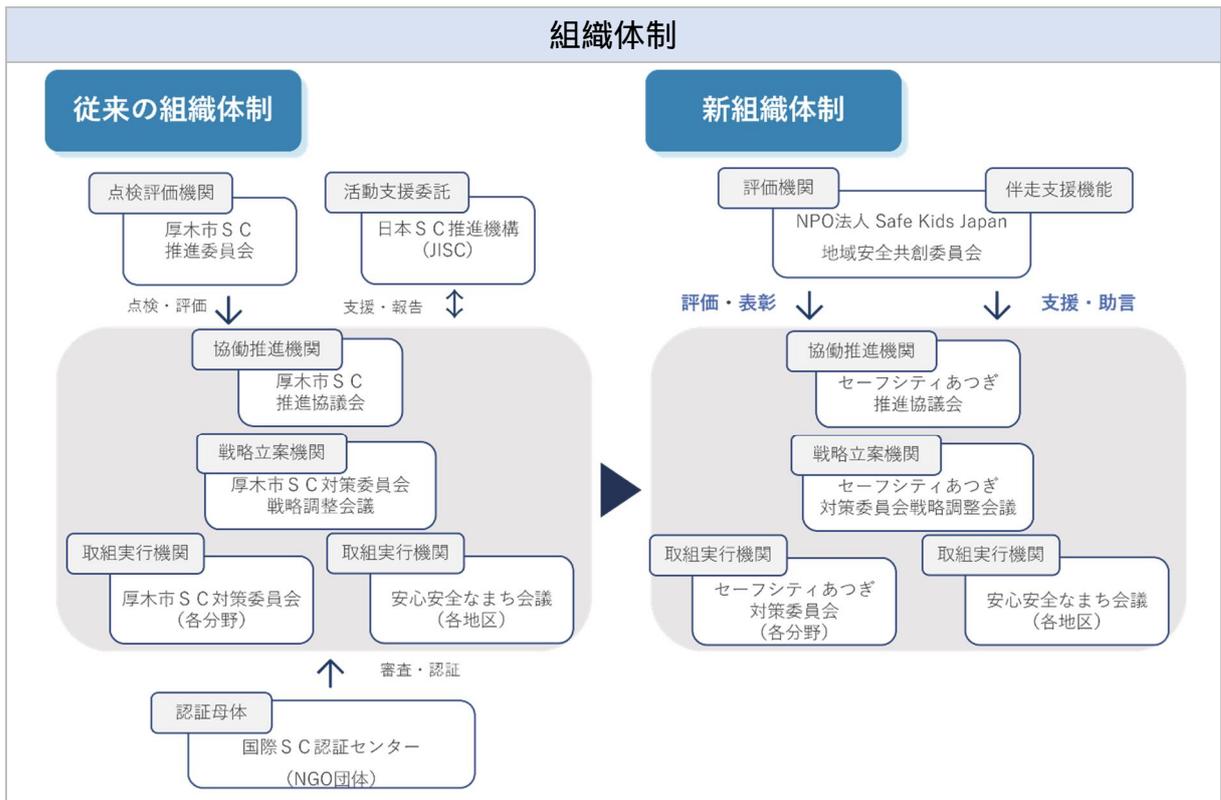
しかし、平成 27 年に WHO との協定による SC 協働センターが閉鎖され、新たに立ち上げられた NGO 団体「国際 SC 認証センター」が行っている SC 国際認証は、現在、WHO との関係を裏付けるものではありません。

このような状況の中、国内で SC 国際認証を継続する自治体は、ピーク時の 17 自治体から令和 7 年 8 月末時点で 10 自治体に減少しています。認証期間が満了した自治体の多くは SC 活動を従来の行政体制へと移行させていますが、本市では国際認証の取得は継続しないものの、客観的な評価体制に基づく活動を継続します。

そして、活動の幅をコミュニティからシティへと広げて「都市全体での安心安全なまちづくり」を目指すため、本市独自の地域性に合った活動名称として「セーフシティあつぎ」へ発展的に変更します。

2 新たな枠組み

	セーフコミュニティ(従来)	セーフシティあつぎ(新)
名称	セーフコミュニティ (Safe community)	セーフシティあつぎ (Safe City Atsugi)
条例	厚木市セーフコミュニティ推進条例	厚木市セーフシティ推進条例
計画	国際認証の申請書類を計画として活用	セーフシティあつぎ推進基本計画
認証機関	NGO 団体 国際セーフコミュニティ認証センター	/
評価機関	厚木市 セーフコミュニティ推進委員会 (条例に基づく点検評価)	NPO 法人 Safe Kids Japan 内 地域安全共創委員会 (取組に対する評価)



3 条例の廃止と制定方針

(1) 廃止・制定

基本的な理念、推進体制及び評価の仕組みを明確に定めることを目的として、新たに条例を制定します。

なお、現行の厚木市セーフコミュニティ推進条例については改正部分が多いため、同条例を廃止して、新条例を制定します。

(2) 新条例の方針

ア 現行条例の発展

現行条例で掲げる市民協働による活動を継承し、さらに、市民・行政に加え、関係団体・企業等と連携することにより、都市全体で安心安全なまちづくりを目指します。

イ 対象の拡大

時代の変化に伴う課題の複雑化・多様性に対応するため、従来の事故・けがだけでなく、交通安全・治安向上・防災といった地域の安心安全に関わる課題を網羅します。

ウ 推進手法の強調

科学的検証に基づいた活動を条例に位置づけることにより、有用な取組

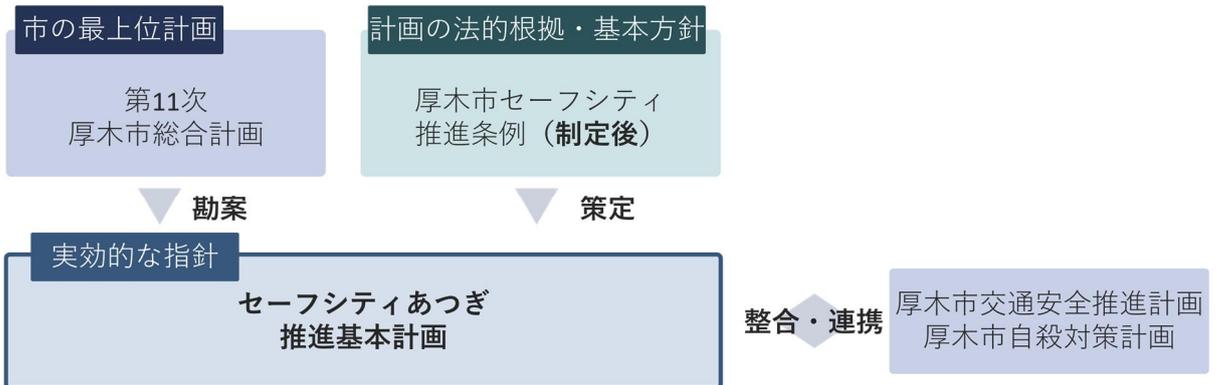
の推進を確立します。

エ 評価体制の変更

従来は、条例の点検評価機関として「セーフコミュニティ推進委員会」を設置していましたが、外部専門家で構成される機関から取組を評価する形式に変更するため、同委員会は解消いたします。

4 計画の策定方針

(1) 位置づけ



セーフシティあつぎ推進基本計画は、厚木市におけるセーフシティ推進の基本的な方向性を示す指針とし、第11次総合計画の個別計画として位置付けます。

また、本計画は、厚木市交通安全推進計画や厚木市自殺対策計画(第2期)等、SCの理念を取り入れている関連個別計画と密接に連携します。

(2) 目的

「セーフシティあつぎ」を推進するに当たり、条例をより実効性のあるものとするため、セーフシティあつぎ推進基本計画を策定します。

(3) 計画期間

計画期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間とします。本計画に基づき策定される実施計画は、社会情勢や取組の効果検証に応じて適宜見直します。

(4) 策定に当たって考慮すべき視点

本計画は、従来築き上げてきたSCの成果と課題を踏まえて策定します。また、都市全体での安心安全なまちづくりを推進し、市民一人一人が安心安全に暮らすことができるまちの実現を目指すため、新条例の方針に掲げるもののほか、次の視点を踏まえて策定します。

ア 有用性の確認と実行

実施した取組の有用性を継続的に検証し、その結果を施策及び取組の改善に活かすことで、PDCA サイクルを確立し、市民の安心安全に資するより良い取組へと発展させていきます。

イ 技術等を活用した取組

安全を推進する企業や団体と連携し、新たな技術や仕組みを積極的に活用して取組を展開します。技術の導入と工夫により、効果的かつ効率的な施策実施を目指します。

ウ 取組の情報発信

効果的な取組や成功事例を積極的に発信・共有し、市民や関係者、他自治体とも相互に学び合えるよう努めます。知識や情報を社会全体で活用できる環境づくりを促進します。

エ 重点課題に対するアプローチ

市民協働により課題を解決するため重点課題ごとに対策委員会を設置し、対策委員会戦略調整会議と連携して取り組むべき課題を決定します。各対策委員会が優先的に取り組む課題とアプローチは次のとおりです。

(ア) けが予防等

こどもの一般負傷から高齢者の転倒まで、幅広い年齢層のけが等を課題と捉え、特に自宅での受傷が多い状況を踏まえ、受傷を防ぐ生活環境の改善による予防的かつ複合的なアプローチを重視します。

(イ) 交通安全

自転車事故とヘルメット未着用を課題と捉え、ヘルメット着用を含めた自転車利用者への交通ルール遵守やマナー向上による行動変容的なアプローチを重視します。

(ウ) 治安向上

特殊詐欺等の被害に遭う不安を課題と捉え、高齢者も若者も誰もが被害に遭う可能性を前提に、世代間の対話を通じて地域全体の防犯意識と安心感を醸成し、意識向上的なアプローチを重視します。

(エ) 防災

防災・減災への準備や正しい防災知識が不十分であることを課題と捉え、市民一人一人が災害を自らの課題として受け止め、危機感を共有する意識向上的なアプローチを重視します。

(5) 策定体制

ア 附属機関

厚木市セーフコミュニティ推進委員会

市民参加手続において、審議会としての役割も担います。

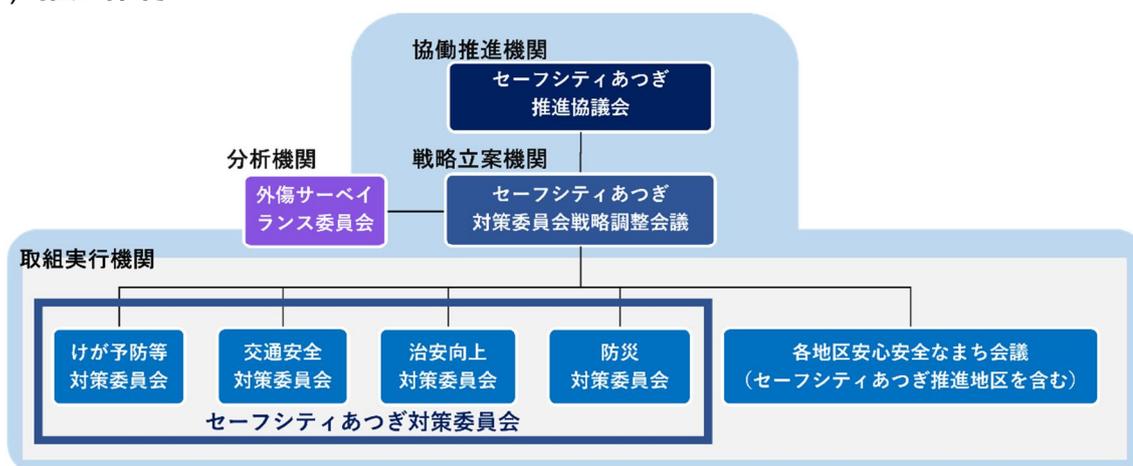
イ 市民参加手続

- (ア) 審議会等（厚木市セーフコミュニティ推進委員会）
- (イ) 意向調査（安全・健康・コミュニティに関する調査）
- (ウ) 意見交換会
- (エ) パブリックコメント

ウ その他

セーフコミュニティ推進協議会、セーフコミュニティ対策委員会戦略調整会議にて意見を聴取し、計画に反映します。

(6) 推進体制



ア セーフシティあつぎ推進協議会

安心安全な地域活動を推進する団体や行政機関等で構成。課題を分野や組織の枠を越えて分かち合い、各々の社会資源を活用し課題解決のための意見交換を行います。

イ セーフシティあつぎ対策委員会及びセーフシティあつぎ対策委員会戦略調整会議

対策委員会は、実行機関として、「けが予防等」「交通安全」「治安向上」「防災」の4分野に分かれ、活動団体や市内委員と共に具体的取組を実施します。

戦略調整会議では、分析機関である外傷サーベイランス委員会と各対策委員会代表者等により課題や指標を設定し、取組を提案します。

ウ 各地区安心安全なまち会議

市内 15 地区に設置され、地域活動に参加する住民で構成。毎年各地区から推薦される「推進地区」では、セーフシティ活動を重点的に実施します。

(7) 評価体制

安心安全に関する取組をより効果的に、かつ、科学的根拠に基づき推進するため、外部有識者で構成される「地域安全共創委員会」が本市の取組について客観的評価を行います。評価は、対策委員会が行う取組のみならず、地域の活動や行政事業についても評価の対象とします。

● 評価機関「地域安全共創委員会」

地域安全共創委員会は、こどもの事故やけがに関する調査・研究を行っている NPO 法人 Safe Kids Japan 内に新たに設立された、国内の事故やけが等の予防研究を行う専門家により組織されている評価機関であり、安心安全に関する活動について科学的検証に基づいた評価を行います。

5 条例制定及び計画策定スケジュール

年度	令和 7 年度								令和 8 年度								R 9					
月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	
条例制定			方針審議		SC 推進委員会	意見交換会 SC 推進委員会	骨子策定			パブコメ実施	パブコメ実施結果	例規審査会	議会案件提出			条例施行						
計画策定	意向調査	SC 戦略調整会議	SC 推進協議会		SC 戦略調整会議							SC 推進協議会										計画開始

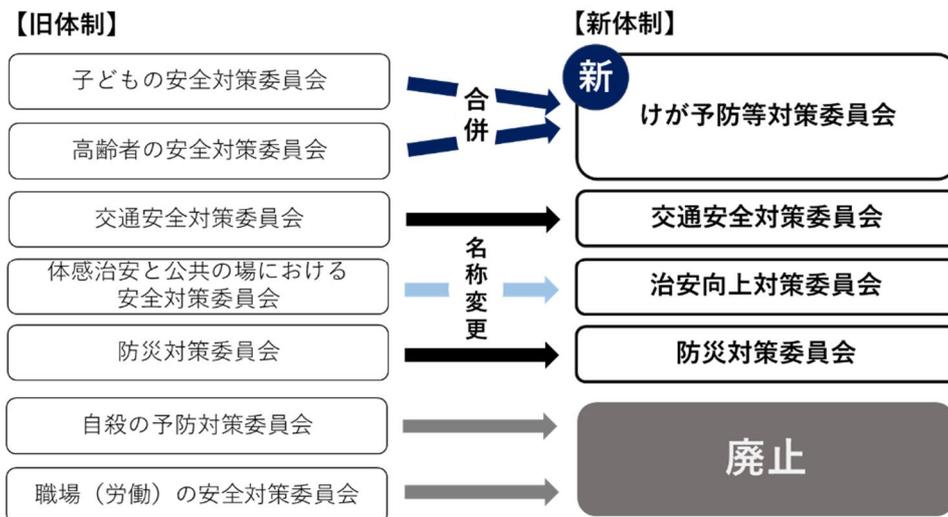
SC...セーフコミュニティの略 市民参加手続 庁内・議会意思決定 SC 関連会議

厚木市セーフシティ推進条例制定及びセーフシティあつぎ推進基本計画策定における補足事項について

1 対策委員会について

(1) 対策委員会の再編成について

セーフコミュニティ推進体制下では、7つの分野に分かれていた対策委員会の見直しを行いました。新体制では、本市が取り組むべき安心安全に関する4分野の対策委員会に再編し、令和7年度から活動を開始しています。

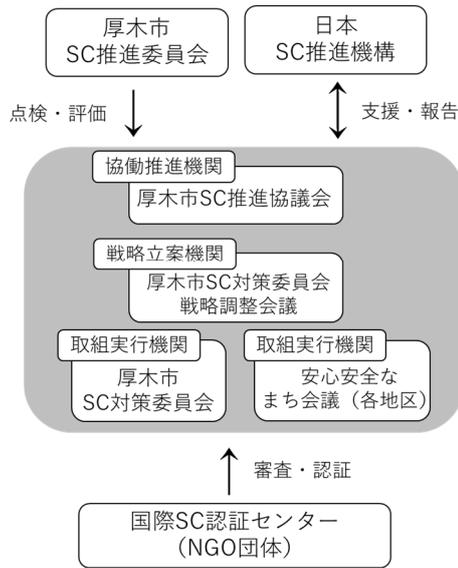


(2) 各対策委員会の課題及び検討中の取組案について【検討事項】

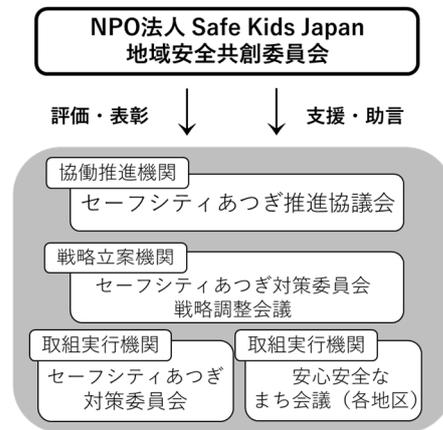
対策委員会名	課題	検討中の取組案
けが予防等	就学前のこどもの一般負傷が多い	・危険予知トレーニング（KYT）活動の継続 ・絵を使った家庭内の危険個所の周知と情報発信 等
	高齢者の自宅での転倒が多い	・居場所づくりによる外出促進 等
交通安全	自転車ヘルメットの未着用者が多い	・全年齢を対象としたヘルメット着用率向上のための取組(ヘルメットインフルエンサー事業等)や交通安全教室の実施
	交通事故の中でも自転車事故が多い	
治安向上	特殊詐欺・悪質商法等に対する不安感	・啓発動画の作成 ・地域でのコミュニケーションの活性化 等
防災	防災・減災への準備が不十分	・防災訓練主体化のためのシミュレーション型防災訓練の実施
	正しい防災知識の共有が不十分	・命を守るための行動の啓発

2 評価体制の変更について

【従来の組織体制】



【新組織体制】



(1) 国際認証から外部専門家による科学的検証に基づく評価へ

国際認証では、NGO 団体である国際セーフコミュニティ認証期間から認証を、日本セーフコミュニティ推進機構から活動に関する支援を受けておりましたが、セーフシティあつぎでは新たに NPO 法人 Safe Kids Japan 内に設立された外部専門家により構成される「地域安全共創委員会」が科学的検証に基づく評価及び伴走支援を行います。

(2) 厚木市セーフコミュニティ推進委員会について【検討事項】

厚木市セーフコミュニティ推進委員会は、セーフコミュニティ推進体制下では、附属機関として厚木市セーフコミュニティ推進条例の運用状況及び活動の点検を行っていただいております。

今後につきましては、前述のとおり「地域安全共創委員会」による科学的検証に基づく評価へ変更することに伴い、セーフシティあつぎへの移行する令和 8 年 11 月をもちまして、附属機関としての役割を終え、解散となる予定です。

名称	セーフコミュニティ推進委員会	地域共創委員会
構成員	有識者・公募市民	安心・安全分野の専門家
評価の視点・基準	セーフコミュニティ推進条例に基づく点検評価	科学的検証に基づく予防策としての有効性の評価
根拠条例	セーフコミュニティ推進条例	セーフシティ推進条例

令和7年度の今後のスケジュールについて

令和7年度									
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
セーフコミュニティ推進委員会（第1回）					セーフコミュニティ推進委員会（第2回）		<p>意見交換会 （セーフシティあつぎ推進条例制定・推進基本 計画策定の基本方針）</p> <p>日時…2月2日（木）午後6時から7時まで 会場…厚木市役所第二庁舎16階会議室 ○広報あつぎ1月1日号において周知</p>	<p>セーフコミュニティ推進委員会（第3回）</p> <p>【案件（予定）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例制定・計画策定について ・セーフコミュニティ推進条例点検報告書について ・安全・健康・コミュニティに関する調査結果の報告について など 	

今回